

○東京経済大学学長給に関する内規

1994年4月1日

制定

(目的)

第1条 この内規は、東京経済大学学長の給与（以下「学長給」という。）について定める。

(学長給)

第2条 学長給は、2,200万円（年額）とする。

2 学長在任中は、前項に定める学長給を支給することとし、「学校法人東京経済大学給与規程」に定める給与は支給しない。

3 1年に満たない在任期間がある場合は、在任の暦月数に基づいて計算された額を支給する。

(支給方法)

第3条 学長給は、学長に就任した日から支給するものとし、退任に際してはその日の属する月まで支給する。

2 学長給は、月額に分けて毎月20日（ただし、支給日が土日、祝祭日に当たる場合は、前営業日）に支給する。

(端数の処理)

第4条 この内規により、学長給の計算上生じた円未満の端数はこれを円に切上げて支給する。

(公表)

第5条 私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準としてこの内規を公表する。

(改廃)

第6条 この内規の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で理事会が行う。

付 則

この内規は、1994年（平成6年）4月1日から施行する。

付 則

この内規は、2024年（令和6年）4月1日から改正施行する。